令和８年（フ）第６５８号
埼玉県入間市東藤沢６丁目21番27号　サニーハイツ201
債務者　粕谷富士子
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第６６５号
埼玉県所沢市御幸町９番14―303号　ボヌール所沢
債務者　佐藤　絢香
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第６８４号
埼玉県狭山市大字水野295番地の３
債務者　尾形　美薫
1　決定年月日時　令和８年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第２８２号
岡山県総社市上林1758番地５、転居前の住所岡山県総社市中原392番地１　レオパレスさくらやⅡ　105
債務者　芝崎　友哉
1　決定年月日時　令和８年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第２９０号
岡山県倉敷市宮前464番地14グランアヴェニール302
債務者　森　　信雅
1　決定年月日時　令和８年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第３０９号
岡山県倉敷市中畝４丁目８番３号アノン・セレーネⅡ棟105、転居前の住所岡山県倉敷市北畝１丁目２番18号
債務者　玉城　友樹
1　決定年月日時　令和８年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第１４６６号
札幌市西区八軒９条東３丁目４番４号　アートハイムＹｏｓｈｉ―201号
債務者　加藤　良雄
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５３６号
札幌市白石区東札幌２条２丁目２番38号
債務者　飯田　恵子（旧姓中道）
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１６４９号
札幌市白石区本通12丁目南１番９号　アリコベール本通201号
債務者　中西　愛美
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１６５５号
札幌市北区北28条西13丁目２番12―101号
債務者　佐藤　裕介
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７３４号
札幌市豊平区平岸１条15丁目３番７号　マンション檜の家106号
債務者　松山久美子
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７５１号
札幌市豊平区中の島２条２丁目６番21号　イエロー５ビル501号
債務者　田畑　桃花
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７６２号
札幌市白石区菊水３条４丁目３番14号　ルミエール青南201号
債務者　田中　和子
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７９６号
札幌市西区二十四軒１条６丁目10番１号　二十四軒グローリーマンション101号
債務者　神原　和則
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８００号
札幌市東区北32条東２丁目１番11―203号
債務者　谷　　弘一
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８１８号
札幌市東区本町２条３丁目10番13号　永里マンション101号
債務者　市村　規子
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９７号
釧路市音別町中園２丁目118番地５　特別養護老人ホームえぞりんどうの里、前住所釧路市中園町２番13号　ドナルドハウス中園
債務者　南　千世子
1　決定年月日時　令和８年９月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
釧路地方裁判所民事部